

議案第15号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部42の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同部42の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同部46の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同部46の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同部60の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、「係る長期優良住宅建築等計画」を「係る長期優良住宅建築等計画等」に、「又は改築しようとする場合（以下「増改築」を「若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合（以下「増改築等」に改め、同部61の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「増改築」を「増改築等」に改め、同部62の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「増改築」を「増築し、若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたもの」に改め、同部63の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同部65の項中「計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部42の項、42の2の項、46の6の項及び46の7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅の認定の申請に係る手数料に関する規定に、建築行為を行わずに申請する場合を加えるほか、建築基準法の一部改正により所要の規定整備をする必要がある。